茨城県立勝田高等学校・勝田中等教育学校の部活動に係る活動方針(改訂版)

I 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な活動時間の設定

【高等学校】

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限とし、休日は4時間を上限とする。
- 原則として、朝の活動は行わない。

【中等教育学校前期課程】

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限とし、休日は3時間を上限とする。
- 〇 中等教育学校前期課程の平日の部活動終了時刻は、4~9月は 18 時 10 分、10~3月は 17 時とする。
- 原則として、朝の活動は行わない。

(2) 適切な休養日の設定

【高等学校】

- 週当たり原則2日以上の休養日を設ける(原則、平日・休日各 I 日以上)。 また、大会参加等で休日(土・日)に連続して活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 長期休業中に、I週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。

【中等教育学校前期課程】

- 週当たり3日以上の休養日を設ける(平日2日・休日 I 日以上)。 また、大会参加等で休日(土・日)に連続して活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 長期休業中に、I週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。
- (3) 学校単位で参加する大会等の見直し
 - 茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の部活動に関わる組織並びに市町村教育委員会が定める参加する大会等の数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。

2 適切な運営のための体制整備

- (I) 望ましい運営体制の構築
 - 生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、 加入は任意であることについて周知徹底する。

○ 部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯には、屋外の活動を原則として行わない(WBGT を当日朝確認し、顧問で必ず共有すること)。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメント の根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表

○ 部活動に係る活動方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
 - 〇 I(I)(2)のとおり、適切な活動時間と休養日を設定することで、生徒が部活動 以外の様々な活動に参加できるよう配慮する。

(2) 地域移行の推進

○ 地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域の スポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に可能な範囲で協力し、地域移 行の推進を図る。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (I) 複数顧問制の推進等
 - 複数顧問制による交代指導を徹底する。
 - 部活動指導員等の外部指導者を積極的に活用する。
 - 休養日の振替を徹底する。